

新・高等学校学習指導要領からみる国語科教科教育法のあり方

著者	木村 雅則
雑誌名	樟蔭教職研究
巻	3
ページ	1-8
発行年	2019-01-31
URL	http://id.nii.ac.jp/1072/00004304/

新・高等学校学習指導要領からみる国語科教科教育法のあり方

学芸学部 国文学科 非常勤講師 木村 雅則

要旨

2016年11月に教育職員免許法施行規則が改正され、大学の教員養成課程も見直しが行われた。その後、2018年3月に『高等学校学習指導要領』が告示され、国語科ではその「目標」と「科目」が現行と大幅に異なるものとなった。そこで、新しい学習指導要領の「目標」を分析すると、系統性・言語活動・社会前教育の重要性が強調されていることがわかった。これを受けて、「国語科教科教育法」で高等学校の国語科教員を養成する場合、授業内容はどのように変化することになるのか、またそれに対してどのように対処するのが良いのかを検討した。具体的には「これまでのものを改善してあたること」と「新たに注目すべきこと」とに分けたが、言語活動の指導についてはこれまで「教科教育法」ではあまり実践されていなかったため、後者で扱うことにした。また「教科教育法」での指導事例も紹介し、今後の大学での教員養成のあり方について考察を施した。

キーワード：学習指導要領、目標、教科教育法、言語活動、教材

1. はじめに

2016年11月に教育職員免許法施行規則が改正され、大学の教員養成課程も見直しが行われた。その後、2018年3月に『高等学校学習指導要領』（以下「新要領」と記す）が告示され、国語科ではその「目標」と「科目」が従来のものと大幅に異なるものとなった。大学の教員養成課程の見直しが行われたのも、単に免許所得のための必要科目数が変化するだけではなく、当然、それぞれの科目の中身（質）も問われていると理解すべきである。つまり、これまでの「国語科教科教育法」（以下「教科教育法」と記す）の授業内容を見直し、新要領に則る形で学生を教育することで、新要領の理念を实践して教育界に貢献できる教員の養成を図ることが求められていると言える。

そこで、大学で教員養成にあたる場合は「教科教育法」のあり方にどのような変化が予想されるか、またそのような変化にどう対処するのが良いのかについて、高等学校の場合について検討することとする。ただ、今回の改訂は過去にないほど大がかりなものであり、具体的には「国語表現」を除く5科目すべてが削除され、従来の「現代文／古典」という大まかな区切りすらなくなるような視点での新科目が新たに5科目設定されている。したがって、それぞれの科目ごとに詳細に検討すべきであろうけれども、本稿ではまず最も大切な理念を表す「目標」に絞って検討を施すこと

にした。また、その際、稿者の「教科教育法」の指導事例も紹介し、「教科教育法」を始め今後の大学での教員養成に関して役立つことがあれば、その検討や応用についても検討することとする。

なお、本稿の執筆中に新要領の『高等学校学習指導要領解説』（以下、カギ付きで「解説」と記す）が公開された（2018年7月）。本来ならば、学習指導要領の理解・実践にはこの「解説」が不可欠であるが、本稿においては、新要領の理解に関して必要で最小限の範囲で新「解説」を参照することとし、あくまでも新要領とそれを踏まえた大学の「教科教育法」のあるべき姿の検討に絞っていることを、ご了解いただきたい。

2. 新・学習指導要領の「目標」の分析

これからの教員養成について考える時に、教科を問わず『学習指導要領』の分析は不可欠であるが、なかでも教科全体の「目標」は、その教科全体の理念を示しているとともに、新要領で大きく変わっているものの一つである。そこで、高等学校国語科の学習指導要領の「目標」について分析したい。

新要領における国語科の「第1款 目標」は、以下の文章である。

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を

通して、国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生涯にわたる社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を伸ばす。
- (3) 言葉のもつ価値への認識を深めるとともに、言語感覚を磨き、我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち、生涯にわたり国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

新要領における国語科の目標を見る時、これまでの学習指導要領のそれと決定的に異なる点が見られる。そして、その「決定的に異なる点」こそが、今回の新要領の特徴に他ならない。それは、次の3点である。

1. 従来は1文で示されていたものが、3項目の箇条書きで示されている点。
2. 教科の目標の中に「言語活動を通じて」と明記されている点。
3. 3つに分けられた全ての項目中に「生涯にわたる」または「生涯にわたり」とあり、「生涯」が繰り返されている点。

以下、それぞれについて分析を施す。

1. 従来は1文で示されていたものが、3項目の箇条書きで示されている点。

現行の学習指導要領の目標は以下の通り、1文で書かれている。

国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。

国語科の目標を示した文としては、連用中止法で各句を連結して長すぎる、たいそう出来の悪い文であるが、これは現行のものばかりではなく、これまでの学習指導要領の「目標」でもほぼ同様である。逆に言えば、現行の学習指導要領の「目標」の文章は、過去2回の改訂のものに必要な文言を少しずつ補入したり修飾語句を変更したりしたものであったのである。

(1999年告示分＝前回の学習指導要領)

国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力を伸ばし心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。

(1989年告示分＝前々回の学習指導要領)

国語を的確に理解し適切に表現する能力を養うとともに、思考力を伸ばし心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。

現行のものが、これまでのものをほぼ継承しているのに対し、新要領のそれは、明らかに形態が異なっていることは、一目瞭然である。

これは、現行までの出来の悪い長文を改めたと言うよりも、中学校・小学校の学習指導要領の「目標」のものと形を揃えたからである（「解説」21・22ページにも記述がある）。ここから読み取れることは、現行のもの以上に「小中学校との系統性」が重視されているということであろう。

2. 教科の目標の中に「言語活動を通じて」と明記されている点。

現行のものは、「国語総合」「国語表現」「現代文A」「現代文B」「古典A」「古典B」の全6科目において、「2 内容」の記述の中で「(1) 次の事項について指導する」を受けて「(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通じて指導するものとする」という形式で記述されてきた。6科目全ての科目でほぼ同じ型の記述方法で示されているのだから、当然、それらから帰結されることは「国語科の全てにわたって、指導事項は言語活動を通じて指導するもの」だということになる。とはいえ、それが教科全体の目標として掲げられるということまではなかった。

これについては、新「解説」にも全く記述はなく、かろうじて

また、言語能力を育成する中心的な役割を担う国語科においては、言語活動を通して資質・能力を育成する。言語活動を通して、国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を育成するとしているのは、この考え方を示したものである。

〔解説〕 23 ページ)

と書かれているだけである。

稿者は、この「目標の中に『言語活動を通じて』と明記されている点」を、今回の学習指導要領の改訂の中では大きな意味を持つと考えている。なぜなら、これまでのような過去の学習指導要領の部分改良のような目標文から大きく異なる記述だからである。とりわけ、言語活動については、文部科学省の意図するところと教育現場での現実の展開とでは大きく乖離しているのが実態である。これは、指導する教員自身が「言語活動」を正しく理解していないからだ、と言ってしまえば事は簡単に済むが、これからの教員養成を考えると、「言語活動に強い教員」を養成するという姿勢は当然意識しなければならないはずである。これについては後述する。

3. 3つに分けられた全ての項目中に「生涯にわたる」または「生涯にわたり」とあり「生涯」が繰り返されている点。

裏返すと、「卒業時の大学入試だけを意識するような国語教育ではダメである」と言いたげなスタンスである。これは、とりわけ古典（古文・漢文）分野において顕著であり、「古典は大学入試だけのために学ばれている」とでも言わんばかりのスタンスが見られる。ただ、新要領はもちろん新「解説」でも「入学試験（入試）」という語は全く使われていないし、「大学」と言う語も全 297 ページ中わずかに 5 回使われているに過ぎない。慎重に外されている印象を持つ。その中で、「第 1 章 総説・第 1 節 改訂の経緯及び基本方針・2 改訂の基本方針・(3)「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進」の次の文章は「大学」と言う語が 3 回使われている部分である（下線部稿者）。

特に、高等学校教育については、大学入学者選抜や資格の在り方等の外部要因によって、その教育の在り方が規定されてしまい、目指すべき教育改革が進めにくいと指摘されてきたところであるが、今回の改訂は、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育の改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革という一体的な改革や、更に、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるもので

ある。改めて、高等学校学習指導要領の定めるところに従い、各高等学校において生徒が卒業までに身に付けるべきものとされる資質・能力を育成していくために、どのようにしてこれまでの授業の在り方を改善していくべきかを、各学校や教師が考える必要がある。

〔解説〕 3 ページ)

これは、新要領の「解説」で、（下線部稿者）

高等学校国語は、従前、社会人として必要とされる国語の資質・能力の基礎を確実に育成することを重視しており、今回の改訂でもそれに変わりはない。これを充実させるためには、生徒の生涯にわたる社会生活全般を視野に入れた指導が欠かせないが、とりわけ、学校生活にあつては、その生活全体の中で国語に対する関心や理解を深め、国語に関する資質・能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実するよう努めることが大切であり、それには学校全体の共通理解が必要である。その中心となって、生徒の言語に関する能力の育成を目指し、直接かつ計画的に指導するのは国語科であり、この意味で、高等学校国語の果たす役割と責任は極めて大きい。

〔解説〕 21 ページ)

と謳われていることにも対応している。つまり、「大学入試のためではなく社会前教育として高等学校国語科を捉えて指導せよ」ということである。もちろん現場では「大学入試という現実のニーズに応えることが高等学校教育のサービスだ」という視点があることは事実である。その折りが難しいということだが、一方でセンター試験の改変などもあり、今後は「生涯にわたって」という視点をより明快に出そう、という意図であることは見て取れる。それについては、稿者は批判するものではない。しかし現実問題として、学習指導要領やそれを踏まえた検定済教科書と実際の現場での授業とが必ずしも一致していると言えないのは、この「社会前教育」か「大学入試を強く意識した教育」か、という観点の相違から生じていることは、是非指摘しておきたい。

なお、学習指導要領の改訂は「経験主義の教育学理論に基づく」ものである以上、「本来、言語教育として、能力主義教育であるべきところの国語科教育が、経験主義教育の方向に向けて、大規模に解体されている過

程にある」という意見もある^{*1}が、ここではそれについては触れず、紹介のみにとどめる。

3. 今後の「教科教育法」のあり方

次に、前項の分析を踏まえて、大学における「教科教育法」のあり方を考える。ただし、ここで言う「教科教育法」とは、高等学校の場合のみを対象とすることとする。

以下、「従前からのものの改善」と「新たに注目すべきこと」に分けて、それぞれ述べる。

A 従前からのものの改善

1 指導要領の完全理解

今回の新要領は、「目標」を見るだけでも明らかであるが、科目の新設とも合わせて、これまでになく大きな変化をしている。したがって、これからしばらくは、「教科教育法」の担当者が意識的に、新要領を完全に学生に理解させることに現在以上の時間と労力を当てるべきである。「解説」は300ページ近い大部なものであり、長すぎて学生の独学に向かない。加えて、現場の教員ならばいわゆる「伝達講習」があろうけれども、学生にはそれもない。第一、新科目は受講学生が高校時代に受けたことのない科目なのだから、そのイメージもつかみにくいかもしい。教科別の学習指導要領を学ぶチャンスは「教科教育法」の授業しかないのだから、担当者はそれをじゅうぶん頭に置いて、学生に正しい理解をさせるように努めなければならない。

2 いわゆる「座学」の指導法（模擬授業を含む）

「教科教育法」で学生に模擬授業をさせることがあるが、その際に、板書・発問・授業展開などの具体的な技術の伝達のみならず、「言語活動」に関してもこれまで以上に意識した指導が必要である。これにはいろいろなやり方があり、詳しくは後で項を改めて述べる。それとは別に、従前からの指導の改善として最も簡単に効果的な方法の一つは、通常の授業の中から、「言語活動」に近いものを少し大かがりにして「言語活動化」する工夫を体験させることである。

「言語活動」の授業化については後に述べるが、毎時間の授業の中でも「言語活動」を意識して展開しなければならないことは、新要領の教科の目標に「言語活動」が掲げられている限り、避けては通れない。つまり、言語活動を「教師からの一方通行的な講義形式」だけでない展開」と考えると、これまでの模擬授業の指導を工夫して対応できる箇所がいくつも存在する。

簡単な例をいくつか示す。

例1 発問の工夫

発問も単に正解を答えさせる一問一答式のものではなく、長く言わせる・断片的な答えを成文化して言わせる・ある生徒の解答について別の生徒に成否を判断させるなど、様々な工夫があり得る。最も簡単な「日常の授業活動での言語活動化」の例は、この発問の工夫だと思う。評価の対象としても扱いやすいし、生徒の人数の多寡にも影響を受けにくい。授業を教師のプレゼンテーションとだけ考えず、むしろ「生徒とのやりとり」を中心に指導することは、有効ではないかと思う。

例2 プリントの工夫

教員によっては、講義説明よりもプリント（ワークシート）を自作して授業を展開させることが得意な人がいる。その時は、本文中の単語を穴埋めするだけの形式ではなく、本文の理解と自分の意見が両立できるようなプリントを作成すると良いと思う。そもそも「プリントに解答を書き込む」ことが「言語活動」の一つである、という点に気づけば良い。大切なことは、プリントに書き込んだ答えを正誤判定するだけでなく、次に展開できるような形のプリントを作ることである。そういう発展性のあるプリント教材を作るのが得意でない教員は、そもそも授業で自作プリントを使おうとしないはずだから、要は自分の得意な方法で迫ればよいのだが、「教科教育法」の授業で「プリントの作成」をさせるのも一つのあり方だと考える。この点では、考查問題や小テストと同様、学生に実際作らせてみるのが良いであろう。

例3 「生徒に板書させる」ことの活用

発問に対して口頭で答えさせるだけではなく、教室の前（または後）の黒板に書かせる。前述した「発問の工夫」の変形であり、これも教室の中で生徒が移動して板書するだけで、教室の空気が変わる（是非学生に体験させたいことの一つである）。生徒が移動することだけがアクティブ・ラーニングでは決してないのだが、高等学校で生徒に板書させる機会は案外多くない。一つの方法として、これも「生徒に板書させる」ような授業展開を学生に体験させるような工夫があれば、学生の発想も増えることと思われる。

B 新たに注目すべきこと

1. 言語活動について

1-1 内容と位置づけの設定の方法

何を以てして「言語活動」とみなすかは、案外難しい。これは、いわゆる「アクティブ・ラーニング」についても同じである。例えば藤森裕治は、

平成二八年一二月に出された中教審答申や、平成二九年、三〇年に告示された各学校の学習指導要領にもある通り、アクティブ・ラーニングとは、心身の成長への意欲と関心を自ら活性化し、価値ある問いをもって未知の問題に取り組もうとする学びであって、学習形態を派手にすることではない。講義に終始する授業であっても、子供たちが自ら問いを立てながら教師の語りに耳を傾け、時間の経つのも忘れて集中しているのであれば、それはアクティブ・ラーニングである。逆に、話合いやグループ学習に時間を費やした授業であっても、子供たちが何をどうするかにしか関心を持たず、与えられた手続きをこなすことに腐心しているのであれば、それはアクティブ・ラーニングもどきと言うべきである。

と述べているが^{*)}、これは極論である。現場の教員からすると、このような考え方は（詭弁とは言わないものの）現実問題としては教員の言い訳めいているし、ましてやそのアクティブ・ラーニングにおける言語活動を「評価」せよと言われると、到底不可能ではなからうか（言語活動の評価については後述する）。だから、具体的な何か一つの「取り組み」をまず設定し、それを生徒に体験させる事を通じて言語活動をさせる、というのが、現実問題として最も自然であると考ええる。

そのためには、「評価規準とともに活動を設定し、学習指導案に示させる」ことを徹底させるべきであろう。どの単位であっても、学習指導案を書かせる時に「単元の指導計画」の項目を立てる中で、「(その単位における)言語活動を必ず設定させる」ことである。ある単元に配当した指導時間の中で、どのタイミングでどんなことをし、それに何時間宛て、どう評価するのかを考えさせることによって、言語活動を含めた単元の計画を立てられるかを見れば良い。

1-2 評価方法

従来から問題となっているが、言語活動に今一步踏み込めない一つの大きな理由は、準備や後処理の煩わしさ以上に、その評価の難しさであると考ええる。「提出するだけで全員に単位を出す」などということは、

学校現場で現実にはできない。

言語活動の評価方法の工夫すべき点は様々に考えられるが、一例を挙げると次のようなことがある。

・生徒相互評価を活用する

「相互に成績をつける」と言うと、生徒側が緊張したり相手の生徒に気を遣いすぎたりする嫌いがあるので、「感想を書く」など中立的立場を担保するとか、「良いところと直した方が良いアドバイスの両方を挙げる」など評価される側を褒めるという方向に持っていかると、経験上、案外効果的に働く。生徒は教師とは異なる視点（年代の相違なども含めて）で評価してくるので、教師の視点と併用すると良い。

・評価規準は主観的なもので良い

例えば創作関係の課題の場合は、「話の筋が通っている」とか「途中で登場人物に矛盾がない」などのほかに「展開が楽しみである」とか「面白い」などでも良い。評価規準を複数挙げることで、教員の主観であってもそれを評価規準化することができると思う。

・言語活動のみの評価ではなく、あくまでも単元の中の一つの評価である

言語活動だけの評価と考えがちであるが、その言語活動はあくまでも単元の中の一つの活動であり、単元全体の目標とその言語活動との整合性が取れなければならない。それを考えると、単元全体の評価の中の一つとして言語活動の評価規準を立てれば、それで事が足りている。誤解を恐れずに言うなら、あまり言語活動の評価ばかりを意識しすぎないことである。

1-3 「教科教育法」での言語活動の授業実践例
稿者は、「教科教育法」の授業で、高等学校国語科における言語活動と表現について取り上げたことがある。具体的には、現代文・古典・表現の全ての分野について言語活動例を考えさせるもので、

・【現代文】『国語総合』の入門教材『羅生門』の言語活動を考える

・【古典】『国語表現』の古典分野における言語活動を考える

・【表現】「話すこと・聞くこと」を内容とした『国語表現』の授業プラン（3時間配当）を立てるなどである。学生に指導案を書かせ、そのねらい・作業内容の効果などについて考察する形の授業である。その中の一つの例を以下に示す。

指導例 「話すこと・聞くこと」を内容とした『国語表現』の授業プラン（3時間配当）を立てる

学生の考えた授業プランは、大きく次の4通りであった。

①ディベートを単元とするもの

命題例

- ・「プレミアムフライデー」を（大規模に）実施すべきである
- ・日本において安楽死を合法化すべきである。
- ・日本において英語を公用語に加えるべきである。
- ・本は電子書籍でなく紙媒体で読むべきである。
- ・学校は私服を認めるべきである（制服を廃止すべきである）

②調査して発表することを単元とするもの

内容例

- ・「戦後70年」（戦争の歴史・新聞記事）
- ・3億円の使い道（グループで3億円を使い切る方法とその使い道を選んだ理由）
- ・若者ことば（流行語大賞なども活用し1グループ1語を選びそれについて発表）
- ・四字熟語・ことわざ・慣用句（それぞれの成語について由来や類語などを調査発表）
- ・学校内のおすすめスポット紹介

③スピーチを単元とするもの

テーマ例

- ・自分が行ってみたい国（場所・地域）…1人2分程度、1時間20人×2時間
- ・自分が読んだ本の推薦・紹介…1人1～3分、発表で2～3時間

④その他

例

- ・ビブリオバトル（3時間で学年全体で行う）
- ・音声テキストの要約（音声テキストを聞きそれを要約して話す）
- ・他者の話の紹介（2人1組。相手の話（内容制限なし）を聞き取りまとめ、1人2分で発表）
- ・「ことわざ劇」（5人程度のグループで、ことわざを寸劇化して発表する）
①ことわざの決定と脚本作り→②前半リハ、後半から班ごとに発表→③発表続き

これらから言えることは、取り組む「言語活動」自

体には特に斬新なものは見当たらない、ということである。例えば「ビブリオバトル」などはまだそんなに歴史があるわけではないし、じゅうぶんに慣れた教員がいなければ実践はやや困難であろう。全体としてはディベート・「調べ学習」・スピーチという、これまでとりわけ大きな変わりのない活動例にまとまっている。

しかし、そのこと自体が悪いわけではない。これまで何度も指摘されているが、「言語活動」とは特別な行事ではなく、あくまでも「生徒が中心になって取り組む活動」なのである。目新しい行事を行うのではなく、講義をおとなしく聴く形式以外での授業を考えればそれで良い。

注目すべきは、それぞれの内容について、現代の若者らしい視点が見られることである。ディベートの「プレミアムフライデー」や「調査とまとめ」の「3億円の使い道」「校内のおすすめスポット紹介」などは、なかなかタイムリーでアイデアに富んだものである。「音声テキストの要約」も良い視点の活動だと思う。文字言語を要約して再度文字言語化するのではなく、音声言語を要約してそれをまた音声言語化するというのは、案外浮かびにくい着眼点であろう（もともとが音声言語を教材化するということが得意とする現場の教師が少ないこともある）。実際に現場の教員でも、スピーチやディベートについては「何をテーマとするか」という点でかなり行き詰まることが現実には少なくない。早い話が、一人の発想には限界があるのである。言語活動を多彩に取り組む一つのコツは、このような実践例の交流、つまり「他の教員はどのようなアイデアを持っているか」を知り、それを自分の授業で応用させることである。「教科教育法」の授業でそれができていることになる。今後彼らが現場で活躍する時にも、このような「アイデアの集積」は大切に使われるだろうし、「目の付け所」はますます磨かれていくものであろうと期待できる。

なお、稿者はこの授業の評価規準として「生徒がインターネットに依存しないで取り組める」ことも設定した。つまり「インターネットだけでは解決せずに、他の媒体を使って取り組む内容を考えられた学生は高得点」とし、全てをネットだけで調べて対応できるものは高い評価をしなかった。これについては賛否あるけれども、今回はいわゆる「足で稼ぐ力」を評価したということである。

この「言語活動の評価法」については、本稿の内容を逸脱すると思われる。別稿に譲りたい。

2 いわゆる「系統性」の重視

現行の学習指導要領でも取り上げられていたが、小学校→中学校→高等学校という一連の流れの中で、生徒たちは何をどのように学んで行くのか、といういわゆる「系統性」は、今後の「教科教育法」の授業の中で大きな柱になると考えられる。

ところが、現場でこの「系統性」が重んじられているかと言うことに関しては、正直なところ疑わしい。稿者も高等学校に勤務した経験があるが、現場の教員は中学校の教科書の内容すらよく知らないといったところであった。加えて、校区が広いためか入学生の出身中学が多すぎて、現実の中学校の教育実態についても千差万別であり、なかなか共通項が取りづらかった。

問題は教員ばかりにあるのではない。学習指導要領に則って検定されている教科書でさえも、残念ながらその「系統性」が守られているのかどうか疑わしい実態がある^{*3}。授業ではほぼ全面的に信頼して頼り切っている教科書でさえそのありさまである。

ということは、教員養成の課程である「教科教育法」の授業時に、担当教員は意識してこの「系統性」について学生に教えておかなければならないことになる。現実問題として、特に非教員養成系の学部においては、小学校から高等学校までの一貫性を対象とすることまでは無理だとしても、最低限中等教育であるところの「中学校→高等学校(必修科目を持つ1年生次まで)」については、学習指導要領で相互がどう対応しているのか、どこがどう発展しているのかについて、しっかりと理解した上で現場に立つことが必要となる(そもそも非教員養成系の学部学生が中学校・高等学校の教員免許を取得できるのは、この「系統性」の理解は大前提であるはずだと考える)。また、「現場に立つ」という点で言えば教育実習でも同じ理屈で、「系統性」をしっかりと頭に置いた上で実習に行き、現場での指導を受けよ、ということである。

4. その他——特に教材について

1 情報機器関係

他教科と同様、国語科でも「情報機器の活用」について指導することが求められていることは、ユビキタス化された現代日本ではある意味で当然である。しかし、コンピュータ＝インターネットと刷り込まれている生徒にとっては、「情報機器の活用」といってもインターネットを前提とした指導しか浮かばないかも知れない。これは教師も同様である。

したがって、いわゆるメディア・リテラシーに関す

ることや、「インターネットで集めた情報を整理してまとめる」という指導法しか浮かんでこない危険がある。しかし、そもそもコンピュータは「計算機」であるので、ネットワークなしで(スタンドアロンで)使われても良いはずである。

今後予想される「国語科の情報機器の活用」としては、

- ・いわゆる「電子黒板」の活用
- ・デジタル教科書の利用と「電子黒板」とのリンク
- ・国語科独自のプログラミング

などが挙げられよう。

「電子黒板」については、今後の普及が待たれる一報で、既に導入されている現場での活用例の交流が必要である。また、デジタル教科書については、新要領の教科書が刊行される時に概ね出揃うものと思われる。どちらもまだまだ発展途上であるだけに、先行導入している現場からの活用事例の公開が待たれる。また「教科教育法」担当の教員は、できるだけ多くそれらの情報を入手し、学生たちに伝達する必要がある。

最後のプログラミングについては、稿者はかつて高校の現場で「古文自動品詞分解プログラム」を生徒に扱わせたことがある。稿者が組んだプログラムを生徒に使わせ、コンピュータの示した品詞分解の正誤を問うだけの単純なものであったが、生徒にとっては目新しさもあったのか、驚かれた記憶がある。また、生徒にとっては比較的身近だと思われる『小倉百人一首』を扱ったプログラムを組んだ教員もいた。まだ先の話であろうが、今後プログラミングが学校教育に浸透していくと、国語科独自の教材を開発する教員も増えることが期待される。

2 教科書以外の教材化

新要領の隠れた柱の一つは「言語教育の回復」である。つまり、教科書教材だけでなく、身近なところにある文字言語・音声言語(稿者はこれを「日常的言語環境」と呼んでいる)への関心を増やすことである。例えば、学校内や地域内での掲示物や配布物の誤字調査(結構多い)、地元言葉のフィールドワークなど、アイデア次第で教材化できる言語情報は、身の回りにたくさんあるし、生徒自身にそれを見つけさせることもまた、授業として成り立つものとする。要するに「(身のまわりの)言語への関心」であろう。

これについては、「教科教育法」の中で取り上げることは比較的容易であるとする。日常的に学生に身のまわりの言語表現を観察させ、必要ならレポートや

口頭発表などでまとめさせるのも良いであろう。また、ともすればパソコンのフル・キーボードですら使用があやしい学生もいるので、まずは学生自身の「日常的言語環境」に気づかせることが大切である。読書と同様に、「日常的言語環境の点検確認」は、国語科の教員を志望する以上は基礎的教養として身に付けておきたい習慣である。このことも、「教科教育法」を通して、教員志望の学生に浸透させておきたい事柄の一つであると考えられる。

5. まとめ

以上、新要領の「目標」の分析を通じて、今後の「教科教育法」の授業のあり方について考察した。特に言語活動においては、現場の教員もなかなか実践に踏み切れていないことが多い中で、例えば教育実習を通じてでもそれを実践すれば、現場への刺激にもなるだろう。また将来教員になった時に、より教育界に貢献できる教員になってくれるはずである。「教科教育法」の授業を工夫することで、そんな専門性を持った教員を養成することが出来るであろうと考える。

本稿はほぼ「目標」に限って検討を進めてきたが、今後、年次的に各科目の教科書が編纂され、それを通じて新要領の理念が具現化されてくる。そのため、それぞれの科目において新要領がどのように展開されるかについては、具体的な教科書の刊行を待って、後稿に期したいと考える。

注

- *1 浅川哲也「高等学校学習指導要領の改訂が国語科古典教育に与えて影響について」（首都大学東京教職課程紀要第2集、2018年2月、39ページ）
- *2 藤森裕治「なぜ「主体的・対話的で深い学び」が求められたか—自己組織・相互作用・球的充実の視点から—」（明治書院「日本語学」、2018年6月号、2～3ページ）
- *3 例えば、拙稿「中等教育における教科書古文の「読み」に関して」（「樟蔭国文学」52号、2016年3月、9～18ページ）では、教科書の同一古文の読みに一貫性がないことを指摘した。